

第 4 回

宇都宮地域合併協議会

日 時： 平成18年9月28日（木） 午後2時～

場 所： 宇都宮市役所 14大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 審議事項

- | | | | | |
|-----|----------|------------------|-----|-----|
| (1) | 議案第 46 号 | 合併の期日について | ・・・ | P 1 |
| (2) | 議案第 47 号 | 合併市町村基本計画について | ・・・ | P 2 |
| (3) | 議案第 48 号 | 地域自治制度の取扱いについて | ・・・ | P 3 |
| (4) | 議案第 49 号 | 使用料，手数料等の取扱いについて | ・・・ | P 4 |
| (5) | 議案第 50 号 | 補助金，交付金等の取扱いについて | ・・・ | P 5 |
| (6) | 議案第 51 号 | 契約事務の取扱いについて | ・・・ | P 6 |

5 そ の 他

6 閉 会

議案第 4 6 号

合併の期日について

合併の期日については、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 2 8 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

合併の期日は、平成 1 9 年 3 月 3 1 日とする。

〔資料 1 を参照〕

議案第 47 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（県知事協議案）については、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 28 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

合併市町村基本計画（県知事協議案） 〔資料 2－1， 2－2 のとおり〕

議案第48号

地域自治制度の取扱いについて

地域自治制度の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年9月28日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

地域自治制度 〔資料3－1，3－2のとおり〕

議案第 4 9 号

使用料，手数料等の取扱いについて

使用料，手数料等の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 2 8 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 施設等の使用料については，原則として現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に基準を見直す。
ただし，法定外公共物占用料については宇都宮市の制度に統一する。
- 2 手数料については，原則として宇都宮市の制度に統一する。
ただし，墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については，現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に調整する。

〔本議案～第 5 1 号は資料 1 を参照〕

議案第 5 0 号

補助金，交付金等の取扱いについて

補助金，交付金等の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 2 8 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・
実情等に配慮しながら，調整を図る。

議案第 5 1 号

契約事務の取扱いについて

契約事務の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 9 月 2 8 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし、平成 1 9 年度から平成 2 1 年度までに限り、上河内町及び河内町を
施工場所とする 5, 0 0 0 万円以下の工事については地域要件を設定し、各町
内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成 2 2 年度から宇都宮市の
制度に統一する。